

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(抄)

(平成17年6月21日)

(略)

第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革

(略)

(2) 政策金融改革

平成14年12月の経済財政諮問会議の「政策金融改革について」に従い、経済財政諮問会議において、本年秋に向けて議論を行い、政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめる。

(略)

政策金融改革について（案）

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にあり、このことが、金融資本市場の資源配分機能を歪めてきた。わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。

1 改革達成に向けての道筋

現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、以下のとおり 3 段階で、政策金融改革を進める必要がある。

(1) 不良債権集中処理期間（平成 16 年度末まで）

金融円滑化のため、政策金融を活用する。特に、金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。

民間人も含め改革に意欲のある人材の登用など適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）の着実な実行等可能な措置を実施する。

(2) 平成 17 年度から平成 19 年度まで

民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ、あるべき姿に移行するための準備期間。組織の統合集約化を目指す観点に立って対象分野の厳選を進めつつ、可能な改革措置をできるだけ速やかに実施する。また、あるべき姿への移行を円滑に進めるための政府及び政策金融機関の会議を開催する。

(3) 平成 20 年度以降

速やかに新体制に移行する。

2 政策金融のあるべき姿の実現

(1) 対象分野の厳選

遅くとも平成 19 年度末までに、別添 1 の基準に則って、別添 2 に掲げる事項に留